⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　契約日から令和９年３月31日まで
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が別途指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は単価で行う。
　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第１項の規定により、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次123万6,000枚に達するまでの入札者をもって落札者とする。ただし、次のとおり各入札者の調達の上限と下限を設定する。
　上限　61万8,000枚　下限　12万3,600枚
　最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して調達数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（単価）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　政府電子調達（ＧＥＰＳ）の利用　本案件は、ＧＥＰＳで行う。なお、ＧＥＰＳによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の製造」又は「物品の販売」でＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
３　照会先
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
　〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館11階（８号室）
　厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班契約第三係　松永　電話03―5253―1111（内線5291）
　なお、入札説明書は、調達ポータルサイトにおいて入手すること。
⑵　入札説明会の日時及び場所　実施しない（質問等はメール・電話で対応）
⑶　入札書の提出期限　令和８年10月15日12時00分
⑷　開札の日時及び場所　令和８年11月19日15時00分　厚生労働省入札室（中央合同庁舎第５号館地下１階）
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
　また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書及び入札説明書に示した無効となる入札書の類型に該当する入札書は無効とする。
　また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : IKEGAMI Naoki, the Obligating Officer, Director of Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare
⑵　Classification of the services to be procured : 4
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Purchase of 1,236,000 medical gowns
⑷　Services period : From a contract day to March, 31, 2027
⑸　Services place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ③Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract ④Have Grade "A", "B", or "C" on "manufacture of product" or "Sale of product" in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027 ⑤Prove to have no false statement in tendering documents ⑥Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ⑦Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 October, 15, 2026
⑻　Contact point for the notice : MATSUNAGA Procurement Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 (ext. 5291)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年８月25日
支出負担行為担当官
　厚生労働省大臣官房会計課長　池上　直樹
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　4
⑵　調達件名及び数量
　Ｎ95等マスク101万2,500枚の購入
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　契約日から令和９年３月31日まで
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が別途指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は単価で行う。
　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第１項の規定により、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次101万2,500枚に達するまでの入札者をもって落札者とする。ただし、次のとおり各入札者の調達の上限と下限を設定する。
　上限　50万6,250枚　下限　10万1,250枚
　最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して調達数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。